

ジヨルドンを 視察しての感(一)

二度ある事は三度あると云ふから、又來年もあるかも知れぬが、私は何う云ふものか、暮の押詰つた十二月に偶然にも旅行を餘儀なくさせられる。即ち昨年の十二月には大正小學校の生徒を案内してカムビナスに至り、政府の農事試験所や東山農事の農場などを見て、色々新しい知識を得たのであるが、今年は亦同仁會の用事を終れカムボス・ド・ジヨルドンに當り、五日、六日の兩日を其處に暮り、七日一同ビンダ・モンニヤガーバの東山農場を観るに至ったのであるから、來年の十二月には又何處かを觀るに掛けるやうな氣がしてならない。

マア夫婦は夫れさしておいて、此の度はカムボス・ド・ジヨルドンからビンダ・モンニヤガーバ一带を遍つて見た所謂歩記の感か書いて見やうと思ふのだ。さて此の旅行の動機は云へば、豫察の度合ビンダ・モンニヤガーバ一带から仁會が、特別厚意のもとに無代理渡を受けた肺癆養地の實地を視察といふにあつたので、一行は市毛雄領事、細江ドクトル、福川氏、荒木氏及び私の五人連れであった。

日は五日で、出立時間は七時半ごろのであるから、前夜の九時に警察へ出掛け目下必要とするサルヴァ・コンドウクトを貰ひ受け、翌朝確定の時間にノルテ驅を出立したのであつたが、此日は何う云ふものか乗客が非常に多く、我々一行がビンダまで立詰めの豪目に會はされた上暑さに照付けられたには一同駆易せざるを得なかつた。ビンダ驅に着くと丁度是れに連絡するジヨルドン行きの電車が待つてゐるので直ぐに乗移り、餘り廣からざる一臺の電車(中)部を郵物格納所に其の前後など三等の客室に區分されるのである。電車は全く山の内に運ばれる新しくして一千メートルの地點にまで至る。气候は全く變じ、涼味重なり、恰も日本の山岳地帯の旅である。

山は亦大小高低夫れかかるのである。

眺めは樹木の種類一變してバナ

治安維持法 改正案可決

邦議會はアン
トニオ・カーロス議長の下
ロス議長の下

に夜八時再會、百拾名議員出席、治安維持法改

正案の最後の討論を終はり之を可決した其の要

點は本紙三面載録の如し

次期豫算案行修正

リオ大州サブカイヤ市

(セントラル)

内に石油に漬られた紙片が發見さ

れた

れられた

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

軍人公官吏

過激思想を彈壓

伯國治安維持法改正案

本紙に報道した如く、軍人叛乱事件より危急思想を懷くもの徹底的弾壓

し今後の取締は期する爲め、法の修正を爲すと共に普通法たる治安維持法を改正して特に軍人・官公吏・出版物の本法違反者の懲罰を嚴重にすることになり、該改正案は議會多數賛成され、ベードロ・ブレイショ氏により提案中の處、去る九日在議會に第三讀會を通過、殆んど大統領の裁可を得ての事となつた。同案の概要は左の通りである。(註並に云ふ本法とは本年四月四日付法律第廿八號 同月六日公布されたる伯國治

安維持法を云ふ)

1官公吏、軍人處罰規定

一、伯國官公吏として本法第廿八號に禁止されたら團體・結社並に公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の犯罪行為は別に審理するが、必ず關係する者は本法の罪とするべき行為を行ふ者は、直に公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す陸海軍士官、僚兵、佐官等は行政裁判の判決によること(第一條)。本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者には、本法の處罰に當るが、本法に違反せる犯罪を犯す者は、本法の處罰を受ける。本法に違反せる犯罪を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二、上記規定を犯す陸海軍士官、僚兵、佐官等は行政裁判の判決によること(第一條)。本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。本法に違反せる犯罪を犯す者は、本法の處罰を受ける。

三、國軍並に行政の利害、規律の理由を以て軍人・官公吏は布告

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

五、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

七、公職に不適當であると判決されたる軍人は、直ちに公職に就任するが出來ぬ。

六、本法第廿七項の公職に就任する者は、本法の處罰に當るが、本法に違反せる犯罪を犯す者は、本法の處罰を受ける。

七、公職に不適當であると判決されたる軍人は、直ちに公職に就任するが出來ぬ。

八、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

九、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十一、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十二、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十三、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十四、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十五、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十六、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十七、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十八、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

十九、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十一、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十二、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十三、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十四、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十五、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十六、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十七、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十八、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

二十九、本法に規定されたる罪

により轉職の期間を與へ退職せしめる(第二条)。三項

本布告の権限は各州知事聯邦區アーレ領は大まかに領主と現行法で行政裁判の権限を有するものとの間で、本法卅條の公職を罷免し、之に附屬するあらゆる特權を剥奪する。刑法上

の上記規定を犯す者は、本法の處罰を受ける。

三十、本法に規定されたる罪

